

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規制)	要望 種別 規則	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5019A	5019002			z14001	農林水産省、	国有財産法第18条・第19条・第21条	行政財産については、国の行政目的を遂行する物的手段であることから、第三者による使用収益が原則として禁止されている。しかし、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、例外的に行政上の処分行為として、その使用又は収益を申請に基づき一定期間許可することができる。	c	-	仮に行政財産たる国有林野の使用又は収益を長期にわたって許可した場合、当該期間中に当該国有林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要性が生じたときの妨げとなるなど、国有林野の適正な管理や効率的な運用に支障を及ぼすおそれがある。このため、国有林野に係る使用又は収益の許可の期間については、一定期間(本件の場合には3年)としており、要望のように使用許可期間を著しく長期化させることはできない。 事務手続の簡素化については、現在、使用許可期間の更新の申請に当たり、申請書に添付する書類のうち変更のないものを省略することとしており、実態上、既に実施しているところである。		-				新潟県妙高市	2	A	国有林野更新使用許可申請手続きの簡素化	国有林野更新使用許可期間(現行3年間)を、許可内容に変更がない場合に限り、国有財産法第21条で定める土地及び土地の定着物の最長貸付期間である30年間に延長していただきたい。	当地域(妙高市)においては、赤倉体育センター、駐車場、県営赤倉ジャンプ敷地は国有林野内に位置し、この更新使用については許可期間が3年間とされているが、使用許可物件や指定用途に変更が無い場合が通例であり、これらを鑑み、最長30年まで自動更新とする旨の条項を使用許可書の中に明記することとし事務手続きの簡素化を図るものである、	国有林使用許可にかかる更新使用については許可期間が3年間とされているが、使用許可物件や指定用途に変更が無い場合が通許可書の中に明記することとし事務手続きの簡素化を図られるため、 なお、使用料については地価の動向等もあることから従来のとおり見直しをするものとする、	国有林野の管理経営に関する法律 第7条 国有財産法 第21条	
5022A	5022001			z14002	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	-	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施し、平成18年度から物品及び役務の契約について譲渡対象者の範囲の拡大を措置したところである、	d	-	各省庁における統一の取扱いについては当省で回答できる立場ではないが、当省では、平成18年度から物品及び役務の契約について債権譲渡対象を特定目的会社等まで拡大した、		-				社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する、	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している、			
5022A	5022004			z14003	農林水産省、	農地法第2条第7項	農業生産法人の構成員(株主)については、農地の権利を提供した個人、法人の農業の常時従事者であるいわゆる農業者に加入、法人の経営の安定・発展に寄与すると考えられる、産地直送契約等を締結し、物資や役務について法人と継続的取引関係のある者も、一定の議決権の範囲内で構成員となれることとされている、	c	-	1 農地法は、農地を適正かつ効率的に耕作する者に権利取得を認めることとしており、このため、法人経営に関しては、農地を適正かつ効率的に利用して農業を継続していく会社であることを外形的にきちんと判断できるように一定の要件を満たす農業生産法人に農地の権利取得を認めることを基本原則としている。 2 さらに農業生産法人の構成員についても、法人経営の安定・発展をねらいとして、経営技術等の活用、安定的販路の確保といった法人の安定・発展に寄与する等、法人の事業そのものについて、直接的な契約関係を持つものに限定しているところである。 3 したがって、法人と金銭面のつながりがあることのみをもって、法人の構成員とすることは困難である。 4 なお、法人から農産物を購入する契約を締結し、当該法人の事業に係る物資の供給を継続して受けるなど、継続的に取引を行うような場合には、現行制度上でも、銀行が構成員(株主)となることは可能である、		c	-	金融機関(特に地方銀行、信用金庫等)が農業生産法人の株主となることは、農業生産法人にとって、金銭的な関係のみならず、事業パートナーとして、以下のようなメリットが期待できる。 安定株主となるため、農業生産法人の事業基盤が強固となる。 ビジネスマッチング(取引先の紹介や業務協力の仲介等)や産学官連携に積極的に取り組んでいることから、販路拡大・金融機関取引先との提携等による技術・品質の改善などが期待できる。 出資者となることにより信用力が向上することから、大手企業との取引開始や販路拡大等がスムーズに進行することが期待できる。 財務面・営業面でのアドバイス機能享受することが期待できる。 また、実際に、農業生産法人の中にも金融機関への出資を希望する法人があることから、潜在的ニーズは高いものと考ええる。 なお、金融機関による農業生産法人への出資は、農業振興や地域経済の活性化にも資すると考え、 このように、金銭的なつながり以外のメリットが多々あることから、多角的農業経営の支援策として、十分に検討し価値するものと考えられる、改めて見解を示されたい、	1 農地法において、個人については、必要な農作業への常時従事と、適作距離、機械設備の状況や経営面積等からみて農地の効率的利用を行うと認められる者に農地の権利取得を認め、不耕作目的の農地取得を排除しているところである。 法人においても、個人が農地を取得する場合と同様の観点から、適正かつ効率的に耕作することができる農業生産法人に農地の取得を認めることとし、その構成員については、農業に常時携わる者や農地の提供者が中核になっていることを原則としているところである。 2 しかしながら、法人経営の安定・発展に資する観点から、例外的に法人の事業そのものについて直接的な契約関係をもつ者によって農地関係以外であっても構成員とすることを認めているものもある。 具体的には、 (1) その法人から物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者 (2) その法人に対して物資の供給又は役務の提供を継続して行う者 (3) その法人に対する、特許権についての専有権限の認定又は営業設備の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、これらに準じてその法人の円滑化に寄与すると認めらる契約を締結している者 を構成員としているところである。 3 このように農地関係以外からの構成員を制限しているのは、以下のとおりと考えられるところである。 (1) 効率的・安定的な法人経営を育成するためには、自己資本の充実および財務基盤の強化を図るとともに、都市住民等が主体となる者を有する者が参画しその意見を経営に反映させると、資本提携を通じて技術・ノウハウの取得を円滑にすることが有効であることから、一定の範囲で常時従事者等以外の農地の所有を構成員とすることが適宜であると考えられること。 (2) しかし、この特許技術等に関する経営の安定・発展をねらいとするものであることから、この構成員資格者は、単独に全株出資だけで法人となつたがりを有する者でなく、安定的な関係者になる等により農地の安定・発展に資することになる法人から物資の供給を受ける者に限り認めらるべきであると考えること。 (3) ただし、農地関係以外からの者が法人経営を支配することのないよう、議決権に一定の制限を設けることが必要であると考えられること。 4 従い、構成員となる者について、農地関係に農地関係以外の者を認めるとすれば、農地取得を目的に農業生産法人を実質的に	社団法人 第二地方銀行協会	4	A	銀行による農業生産法人の株式保有解禁	銀行が、農業生産法人の構成員(株主)となることを可能とする、	農業生産法人が銀行を取り金融機関とする動きがある中、取引銀行が株主となることが可能になれば、農業生産法人の資本増強・経営安定・信用力向上等に資するほか、地域における農業振興にも寄与すると考えられる。 また、地域銀行によって、地元の農業生産法人との関係強化や支援に取り組むことが可能となる、	・農地法第2条第7項		
5041A	5041006			z14004	農林水産省、	獣医師法、獣医療法	獣医師法第17条では、獣医師以外の者が飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他法令の定めるもの)の診療を業務としてはばならないとされている、	c	-	獣医療に関する専門的な知識及び技能を持たない者による飼育動物への診療行為は、飼育動物に不測の損害を与えるおそれがあるばかりではなく、伝染性疾病のまん延や薬剤耐性菌の発現等家畜衛生及び公衆衛生に大きな弊害を及ぼしうするため、獣医師法第17条により獣医師のみに認めているところである。 療養上の世話等、上記診療行為以外の獣医療サービスは現在では規制なく行うことができるが、ご提案のように「動物看護師」として獣医療について新たに公的資格を作り、資格を持つ者のみにそれらのサービスを業務とすることを認めることは、現在規制のない分野を含めて新たに規制を作ることになる、わが国の経済・社会情勢が全体として規制緩和の流れにあることも考慮すると、その必要性については慎重に見極めねばならないが、現在のところ、公的資格を作って規制強化をしなければならぬほど差し迫った必要性・緊急性はないと考えている、		-				社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	6	A	「動物看護師」国家資格化にむけて	農林水産省より日本小動物獣医師会を通じて、「動物看護師」の国家資格化にむけて時期尚早との見解が出ているとのことですが、早期実現にむけて、獣医師法や獣医療法の規制改革または、新たな法律を設けて欲しい、国家資格として「動物看護師」資格を設けることで、動物看護師にもある程度の医療行為の幅を持たせるべきである、	現在、「動物看護師」資格を付与している民間団体は大きく5団体ございしますが、その中でも一番大きな組織の「日本小動物獣医師会」が国家資格化に向けて、働きかけをおこなっておりますが、農林水産省の方では、時期尚早との見解をしめしているというふうに聞いております、この件に関して、直接的に当校が、国家資格化にむけて関わっておりません、あくまでも間接的ではありますが、要望したいと思います、	最近のペットブームによる小動物診療の需要は年々高まっているが、依然として「動物看護師」の地位、評価は厳しく、動物病院によっては、低賃金で社会保険・雇用保険等も未加入である、そのことによる離職率も高く、十分な法整備がないため診療にも差があると聞いています、人間への診療のように、動物診療に際しても看護師の力が必要不可欠である、国家資格による診療技術の向上や地位向上による雇用確保などの効果が見込まれます、	獣医師法、獣医療法	

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041039			z14005	農林水産省、	食品表示法、JAS法、玄米精米品質表示基準	JAS法に基づき、消費者の選択に資する観点から、米については玄米及び精米品質表示基準が定められ、販売業者等にこの基準に基づく表示義務が課されている。	d		米を一般消費者に販売する場合には、インターネット等で販売される場合であっても一般小売店舗で販売される場合と同様、当該商品に対しJAS法に基づく表示義務が課せられている。 この適正性の確保のため、農林水産省では、当省職員が年間を通じて行う表示状況調査を行っており、また、食品表示ウォッチャーや国民の皆様からの食品表示110番情報等に基づく表示状況調査を実施し、不適正表示が確認された場合には、当該事業者に対しJAS法に基づく厳正な措置を講じているところである。		-	-	-	マイライフ㈱(社)日本ニュービジネス協会連合会	39	A	米の産地表示規制強化	インターネット等で販売されている米の品質表示が適法になれていないケースが散見されるが、その防止及び摘発体制が不十分となっている。ついてはネット上の米販売については仕入ルートの申請を義務付けること及び精米状況の抜き打ち検査を果たして、適法な販売を担保させる。		玄米及び精米品質表示基準を適切に遵守させることにより、消費者の信頼を確保することとともに、日本米の品質向上及び生産拡大に寄与する。	食品表示法、JAS法、玄米精米品質表示基準		
5041A	5041049			z14006	農林水産省、国土交通省、	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条の三(以下「暫定法」という。)	災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度及びこれに続く2箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。	e	-	農地・農業用施設等の災害復旧事業は、暫定法第3条の3において、民生の安定及び被害防止等の観点から、早期に復旧されるべきとの考えにより、「政府は、その施行者が当該年度及びこれに続く2箇年度以内に完了することができるように、必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、災害復旧事業の工期について3箇年度であることを義務づけているものではない。 なお、過去の事例として、雲仙・普賢岳の農地等の災害復旧事業は、当該災害の特殊性に鑑み、6箇年で事業を完了しているところである。		-	-	-	日本ニュービジネス協議会連合会	49	A	道路、河川、下水道等の災害復旧事業の事業期間の延長について	道路、河川、下水道等の災害復旧事業は、災害発生年から3か年で事業完了することと定められている。しかし、災害の状況によっては、3か年で工事完了することが難しい状況である。 (中越地震で以下の状況が発生) ・被災地は豪雪地域であり、雪のため半年近く工事が施工できない。 ・地震発生は10月末であるため、実質的な事業期間は2か年である。 ・幹線道路である国・県道が被災しており、工程調整をしながらの工事となるため、工事期間が長くなる。	災害復旧事業の事業期間を3か年と固定せず、被災地の各種条件を考慮し、弾力的に運用していただきたい。具体的には、被災地の県に権限をおろしていただきたい。	災害復旧事業のより効果的かつ徹底した遂行が可能となる	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律		
5041A	5041059			z14007	農林水産省、	JAS法	有機農産物の日本農林規格第4条において、ほ場の条件として「は種又は植付け前2年以上の間は、禁止された農薬や化学肥料を使用していないことを求めている。	d		有機JAS規格では、播種・植え付け前2年以上(多年生作物の場合は収穫前3年以上)及び栽培中に原則として化学肥料及び農薬を使用しないほ場で生産することを定めており、やむを得ない場合に限って、基準に定められた範囲で、農薬や化学肥料の使用が認められている。 これらは国際的な有機農産物等の生産、表示の基準である「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(以下、コーデックスガイドライン」という。))に準拠して定められているものである。また、ご指摘の米国基準も有機JAS規格と同様、このガイドラインに準拠して定められている。		-	-	-	社団法人21世紀ニュービジネス協議会 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	59	A	有機JASの規制強化	有機JASにおける基準は、米国基準と比べても緩く、消費者の目からも「有機」とは言えない状況である。単なる認定制度ではなく、「有機」農産物を生産、販売するための制度として確立して欲しい。	現在の基準では、「2年以内禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培する」としているが、この基準を「3年以内に農薬や化学肥料を一切使用していない田畑で栽培する」という基準に強化する。	化学肥料や農薬を使用していない農産物が、一般消費者が考える「有機」である。にも関わらず、「禁止されている農薬、化学肥料、を使用していない」という基準は、消費者を欺瞞しているといえる。「有機」という表現により高付加価値化できるにも関わらず、実際には禁止されていない農薬、化学肥料を使用できる矛盾がある。	JAS法	有機JASの認定には費用もかかり、手間をかけて農薬や化学肥料を使わず生産者にとっては認定を受けづらい制度である。その一方で、商社や企業的な取り組みをしている方にとっては費用も回収しやすい、その基準も甘い制度である。一般消費者にとって本当に「有機」と思える制度にするとともに、認定費用の負担についても再考してもらいたい。	
5041A	5041060			z14008	金融庁、農林水産省、経済産業省、	商品投資に係る事業の規制に関する法律	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、「法」という)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足りる知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有すること等を許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。	c		特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、「法」という)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足りる知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有すること等を許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。 ご要望のような日本酒と焼酎等の特定商品によるファンドの場合、商品ごとに原料や製法等が異なり経済実態も異なるため、商品ごとにそれぞれ専門的知識・経験を有する者の適否を審査する必要があるため、種類の異なる特定商品を一括して許可することにはなじまない。		-	-	-	㈱ライツバンク(社)日本ニュービジネス協議会連合会	60	A	特定商品ファンドの一括設立及び運営認可の許可	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ごとに認可を受けなければならない。小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大きい。については、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。	商品ファンドの運用にノウハウを持つ業者が小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上げることが出来れば、投資メニューが増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献できる。	商品投資に係る事業の規制に関する法令			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グル ー プ 化 番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の 分類	措置 の 内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 規制	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041B	5041063			z14009	農林水産省、	森林・林業基本法第4条・第5条、国有財産法第5条・第18条・第19条・第21条、国有林野の活用に関する法律第1条・第3条、国有林野の管理経営に関する法律第3条・第7条、	国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することとされている。国有林野事業においては、こうした国有林野の管理経営の目標に基づき、国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、民間事業者による国有林野の活用等にも努めているところである。	d	-	制度の現状のとおり民間事業者による国有林野の活用としては、現在、以下に示すようなことが可能であり、御要望の事業実施内容についても、現状で実施可能と考えられる。 ○ 国有林野の用途又は目的を妨げない限度において、公衆のレクリエーションの用に供するため、スキー場や総合運動場等のスポーツ施設、植物園や研修センター等の教育文化施設、キャンプ場やホテル、ペンション等の宿泊施設の用地として国有林野の使用許可を受けること ○ 国有林野の立木及び国有林野から生産される素材(丸太)を買い受けること ○ 国有林野に造林し、その収益を国と造林者が分収する分収造林契約を締結すること ○ 国有林野に生育している樹木を国と共有し、持分の対価及び保育・管理に要する費用の一部を負担の上、育林による収益を国と分収する分収育林契約を締結すること ○ 国として不利用となった国有林野(兼		-			社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	63	B	国有林野の管理・活用の民間事業者への解放	国有林野の施業・管理は、基本的に国に委ねられており、一部貸付等による民間活用はなされているが、これを民間事業者が営利目的で利活用できるよう、一層の民間開放を要望いたします。	営利目的の利活用事業(利活用施設の設置等を含む)、当該森林から発生する権利・収益物の取得(材木、林産物、排出権など)、周辺山林等の取得に関する規制緩和、国有林野職員の管理事業等と併せて、営利事業等への従事	民間事業者による国有林野およびその利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、山村の活性化が図られるとともに、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献できる	森林・林業基本法第4条第5条、国有財産法第5条第21条、国有林野の活用に関する法律第3条、国有林野の経営管理に関する法律第7条		
5041B	5041064			z14010	農林水産省、	〔管理・活用〕土地改良法第57条第4号の2第94条の6土地改良法施行令第59条第1項第61条	〔管理・活用〕土地改良法の管理委託についてはc)	〔管理・活用〕d	〔土地改良財産の管理委託についてはc)〕	〔管理・活用〕土地改良施設のうち土地改良財産については、受益農家の申請に基づきその費用負担を伴って造成され、国において直接公共の使用に供する公共用財産であり、公共の用途又は目的に従ってそれぞれの効用を發揮させる必要があるため、その施設の利益を受ける地元の都道府県、土地改良区等に管理を委託することが便宜であり、かつ、適切な管理が行われる所以であるという観点で委託先が規定されており、民間事業者を委託の対象とすることはできない。ただし、管理を委託した都道府県又は土地改良区等が行う管理事業の一部である施設の操作や清掃作業などを民間事業者に行わせることで規制するものではない。なお、土地改良財産以外の土地改良施設については、現行の制度により管理を委託することが可能である。土地改良施設の他目的使用等については、土地改良財産の場合は、その本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り、農林水産大臣の承認を得て他目的使用等が可能となっている。また、土地改良財産以外の土地改良施設の場合は、施設所有者の財産管理に関する諸規程等に基づくこととなるが、現行の制度により対応が可能である。		-			社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	64	B	土地改良施設等の管理・活用の民間事業者への開放	土地改良施設の管理等は、利水組合等農業者の団体、土地改良区・連合、都道府県、国に委ねられており、民間事業者が営利目的のために利活用することができない。	土地改良施設等の設置目的を十全に發揮することを条件に、民間事業者がその管理及び営利目的の利活用(付帯的な設備の追加や改良)することを認める。合わせて、当該事業に関する周辺農地の一時転用等に関する規制を緩和する。	民間事業者による土地改良施設(用排水路等→駐車場・店舗・イベント会場(季節的に農地等とあわせ利用)、ダム・ため池等→リクリエーション施設等)の利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、農村の活性化が図られる。	・土地改良法 ・農振法 ・地方自治法など ・農地法 ・国有財産法		
5041B	5041064			z14010	農林水産省、	〔一時転用〕農地法第4条第5条	〔一時転用〕農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものとするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	〔一時転用〕d	〔一時転用〕-	〔一時転用〕農地を一時的に耕作以外の目的に利用する場合にあっては、その目的を達成する上で当該農地を提供することが必要であると認められ、周辺の営農に支障がなく、一時的な利用後に農地に復元されることが確実と認められる等の要件を満たす場合には、農用地区域内農地であっても転用許可ができることとなっている。					社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	64	B	土地改良施設等の管理・活用の民間事業者への開放	土地改良施設の管理等は、利水組合等農業者の団体、土地改良区・連合、都道府県、国に委ねられており、民間事業者が営利目的のために利活用することができない。	土地改良施設等の設置目的を十全に發揮することを条件に、民間事業者がその管理及び営利目的の利活用(付帯的な設備の追加や改良)することを認める。合わせて、当該事業に関する周辺農地の一時転用等に関する規制を緩和する。	民間事業者による土地改良施設(用排水路等→駐車場・店舗・イベント会場(季節的に農地等とあわせ利用)、ダム・ため池等→リクリエーション施設等)の利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、農村の活性化が図られる。	・土地改良法 ・農振法 ・地方自治法など ・農地法 ・国有財産法		
5048A	5048001			z14011	農林水産省、	農業災害補償法第16条第1項及び第104条第1項、農業災害補償法施行令第5	農作物共済(米、麦)では、都道府県知事が定める基準面積以上の農家については、当然加入制を採用。他の共済事業(家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済)は任意加入制。	c	i	米麦は我が国の農業の基幹作物であり、災害が生じた場合には、農業経営の安定のみならず、地域社会の安定の上でも万全を期す必要があること、米麦は全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、全国的な危険分散を図る必要があること等から当然加入制を採用。農業者の栽培管理によって自然災害の被害を防ぐことには限界があり、米麦の当然加入制は維持することが必要。	農業者が自己の経営判断によって引受方式や補償割合を選択できるとしており、今後の仕組みの周知を図り、各農家のニーズに応じた制度運営に努めて参りたい。	農業経営者より、次のとおり御意見が提出されている。経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのような対応するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。リスクにどのように対応するかは、経営者の判断により決定するべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付けるべきである。制度加入者からの強いニーズがあることから、改めて見直しを示された。	この法律は、戦前及び戦後直後の食糧不足と、食糧を確保させて国民に充分なる食糧を与え、社会を安定させる義務が政府にあって農業者の増産を助るために、災害不安に充分なる国庫負担金を出し災害を補償して、農業者の収益の安定を確保して増産を遂げるに出来た保額制度の法律である。充足当時は殆ど国庫負担金で農業者の負担は極端で、災害があった、今は国庫負担金が毎年削減され、農業者負担金(受益者の場合)95.95円は、共済掛金24.804円と国庫負担金の96.04円となっている。国庫金(事務費)97.94円は共済組合の3割に近くはなっている。これは引受方式、補償割合を選択してもほとんどが国庫金であり共済掛金ではないので意味がない。今は有効な農業、栽培方法、品種、肥料などがあり、災害が殆どなくなった地域もある。また、農業災害補償法の次の204項後段に「地方税の滞納処分等の例によりこれを免脱することができ、」同項に「前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」とあるが、これでは相続と同じで農業者の自主性を損なうものであり、農家に不利なのは当たり前である。地域社会の安定のために税の徴収するのは、法の趣旨に反する。米麦は全国的に作付けられており、被害態様も多種多様であるため、全国的な危険分散を図る必要があること、災害を防ぐためには、適地適作が基本であり災害のない安定した地域に作付けさせることが国民に食料の不安を与えないことである。」	農業災害補償法は、自然災害による影響を受けやすい農業の特性に対応して、農業経営の安定を図るために制定されたものである。このような農業の特性は現在も変わっておらず、栽培管理や適地適作によって被害を防ぐことには限界がある。例えば、平成5年の大冷害の際には、北海道、東北の各県において、水稲について9割以上の農家、農地が被害を受けたところである。近年においても、15年の冷害の際には宮城県、青森県、北海道で、16年及び18年の台風被害では佐賀県で、水稲農家の9割以上が被害を受けている。当然加入制のあり方については、平成15年の農業災害補償制度の改正の際にも議論されたが、任意加入制に移行した場合、掛金率の上昇が見込まれる等の理由から、7割強の農家が当然加入制を支持しているというアンケート調査結果もあり、現行制度を維持することとされたところである。以上の通り、自然災害による被害を受けやすい農業の特性と、農家の大半が当然加入制を支持しているという状況に鑑みると、現行制度を維持することが適当である。また、共済掛金が適正に納付されない場合、全国的な危険分散が機能せず、保険設計が成り立たないこととあってしまうので、共済掛金の納付を看過することはできず、税金に準じた徴収措置を行うことが必要である。司法の場でも、水稲の当然加入制の違憲を主張し、共済掛金等の滞納処分の無効確認を求めた事業について、最高裁判所は、平成17年4月、当然加入制について「公共の福祉に合致する目的のために必要かつ合理的な範囲にとどまる措置として、合憲である」との判断を示し、原告の請求を棄却したところである。	鈴木博吉	1	A	農業改革	農業共済組合が設立されると地域内の組合員たる資格を有する水稲耕作の業務を営むものは、希望により加入することができ、希望は拒むことは出来ないとして「すべてその組合員となる。」を削除する。	農業共済組合より徴収される金額と加入により組合員としての諸負担を併せて10a当たり2,200円である。国が10a当たり1,400円補助を出費させている。秋田県横手地区での平成17年度の被害申告筆数は、0.7%で面積で0.9%であった。検見の結果はこれを下回ることは当然である。如何に災害が少ないか実証されている。松岡農相は10月3日の会見で「対中国米輸出の見通しについて事務レベルの協議は最終の場面に来ている。」と発言された。	農業共済組合の地域内にいる水稲耕作者は当然加入でなくても加入しなければならない。耕作者と国とで不必要な出費を10a当り3,600円損失している。このような事は絶対廃止すべきだ。輸出には日本の米は味が良(美味しい)が価格が高いのが難点なので幾等かでも安くする必要がある。秋田県大湯村では農業共済組合が不必要として設立されていない。	農業災害補償法第16条の「当然加入」条項を削除すること。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5052A	5052001			z14012	法務省、農林水産省、	組合等登記令第3項、第12条	従たる事務所の登記事項は、主たる事務所の登記事項と同様。代理人の登記は、これを置いた事務所において行う。	a		今般、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)において、各種法人の従たる事務所の所在地における登記事項の簡素化が図られたところであるが、農林中央金庫を含む組合等登記令の適用の対象となる法人についても、同様の措置を図ることを検討している。	具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたし、		a		要望事項については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」において措置する予定とされている。 なお、同政令案の公布は、閣議決定後、平成19年2月下旬～3月上旬に予定されており、また、施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(同法の公布の日(平成18年6月2日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日)の予定とされている。	農林中央金庫	1	A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	農林中央金庫の登記事項に關して、会社法ならびに銀行法等と同等の簡素化を要望する。	会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法においても会社法と同様の登記事項の簡素化が実現したが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令においては、会社法に準じた登記事項の簡素化が行われていない。 このため、登記事務負担を軽減し、業務効率化を図る観点から、他業態と同等の簡素化を要望するもの。	組合等登記令第3条第3項 組合等登記令第12条		
5061A	5061001			z14013	農林水産省、	動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第24条では牛、豚その他の食用に供される動物として以下のものを定めている。 一 牛、馬及び豚 二 鶏及びうすろ 三 みつばち 四 食用に供するために養殖されている水産動物		c		競走用、乗用等に使用した馬であっても食用に供される場合があるため、動物用医薬品取締規則24条で定められた対象動物を食用の馬に限定することにより、薬事法に基づく(動物用医薬品の使用規制の対象外とする)、動物用医薬品の成分の残留により、人の健康を損なう畜産物が生産されるおそれがあり適当でない。	最終目標をリーディングではない国際的スポーツとして捉えた競馬産業の発展的な動物設備や福祉の向上のための海外製造医薬品、医療機器等の国内流通を促進することで、より国際的に高い位置取りを目指すことができるとしている。現在の規制の中で最も障壁となっているのが、ご指摘のように馬の使用目的に拘らず一律に食用の制限が設けられていることである。動物用医薬品の成分の残留により、人の健康を損なう畜産物が生産されるおそれがあることだが、畜産物表示ルールが改正されたように、実態は人の口に入る食品がかなり限られ、競馬場の馬や、かみどん増加しているのに、短期間の限定的な需要で着目し必要に迫られていること。また、馬は競馬場にとっても、しかも競馬場を主たる利用目的とするのではなく、馬車や馬車に乗る人々の利用目的に限定されている。馬車に乗る人々の													

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項番 号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5070A	5070010			z14016	農林水 産省、	農業信用保証 保険法第2条 第5号、農業信用保証 保険法施行令第2条	農業信用保証保険法第2条第2項第5号及び農業信用保証保険法施行令第2条において、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫を取扱金融機関として規定	b		本件、ご要望については、引き続き検討を行っているところである。現在、信用組合に対する実態調査を進めている。 農業融資に精通していない融資機関が、不適切な融資審査を行うことは基金協会の負担の増大や財務状況の悪化を招くおそれがある。このような事態を避け、制度の健全性を保持するためには、実態調査において、信用組合の地区内の農業者の賦存状況、組合員資格との関係、農業融資に対する取組姿勢、農業の特性を踏まえた審査体制など、様々な面から融資の状況を把握するとともに、農業信用保証保制度の対象となる資金ニーズ等を把握することが重要であると考えている。	平成18年3月末における農林漁業者への融資残高(融資件数)は、600億円(9,735件)である。 各分野における融資残高(融資件数)は以下のとおり、 ○農業分野 429億円(7,340件)、1先当たり585万円 ○林業分野 31億円(354件)、1先当たり874万円 ○漁業分野 140億円(2,041件)、1先当たり666万円 信用組合においても、農林漁業者に「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する」ノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。信用組合が取扱金融機関になることにより、新たな収益基盤も確立でき、農林漁業者への更なる支援の拡充を図ることができる。規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		本件ご要望については、現在検討中であるが、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、今後の具体的な検討スケジュールは以下の予定としている。 1月中に全国信用組合中央協会と調整を終え、全国の個別信用組合における農業融資の実態について調査票による調査を実施することとする。その後19年度中には、当該要望の実施について検討し、結論を出すこととする。また、実施の結論とした場合には、関係省庁との協議及び法令改正の作業を行い、速やかに措置出来るように努めることとする。	社団法人全国信用組合中央協会	10	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること(農業信用保証保険法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること。	信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる農業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該農業関係者の利益が阻害されている。 信用組合は、農業関係者に対する「販路支援、や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する」ノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンライン・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されている。 他金融機関との競争上からの観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農業信用保証保険法第2条第2項第5号、農業信用保証保険法施行令第2条			
5070A	5070011			z14017	農林水 産省、	中小漁業融資保証 保険法第2条第2項	中小漁業融資保証保険制度における取扱金融機関については、農林中央金庫、信用事業を行う漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行、信用金庫をその対象としている。	b		本件、ご要望については、引き続き検討を行っているところである。現在、信用組合に対する実態調査を進めている。 漁業融資に精通していない金融機関が不適切な融資審査を行うことは基金協会の負担の増大や財務状況の悪化を招くおそれがある。このような事態を避け、制度の健全性を保持するためには、実態調査において、信用組合の地区内の中小漁業者等の賦存状況、組合員資格との関係、漁業融資に対する取組姿勢、漁業の特性を踏まえた審査体制など、様々な面から融資の状況を把握するとともに、中小漁業融資保証保険制度の対象となる資金ニーズ等を把握することが重要であると考えている。	平成18年3月末における農林漁業者への融資残高(融資件数)は、600億円(9,735件)である。 各分野における融資残高(融資件数)は以下のとおり、 ○農業分野 429億円(7,340件)、1先当たり585万円 ○林業分野 31億円(354件)、1先当たり874万円 ○漁業分野 140億円(2,041件)、1先当たり666万円 信用組合においても、農林漁業者に「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する」ノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。信用組合が取扱金融機関になることにより、新たな収益基盤も確立でき、農林漁業者への更なる支援の拡充を図ることができる。規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		本件ご要望については、現在検討中であるが、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申を踏まえ、今後の具体的な検討スケジュールは以下の予定としている。 1月中に全国信用組合中央協会と調整を終え、全国の個別信用組合における漁業融資の実態について調査票による調査を実施することとする。その後19年度中には、当該要望について実施するか否かの結論を出すこととする。また、実施の結論とした場合には、関係省庁との協議及び法令改正の作業を行い、速やかに措置出来るように努めることとする。	社団法人全国信用組合中央協会	11	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること(中小漁業融資保証法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること	信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる中小漁業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該中小漁業関係者の利益が阻害されている。 信用組合は、中小漁業関係者に対する「販路支援、や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する」ノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンライン・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されている。 他金融機関との競争上からの観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	中小漁業融資保証法第2条第2項			
5073A	5073001			z14018	金融 庁、農 林水産 省、	農業協同組合法第10条第19項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条第1項	国・政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証等は認められているが、原則として組合員・会員以外の者のために行う債務の保証は認められていない。	b		農協の行う事業は、組合員のために行うことが原則とされていることから、組合員以外の者のために行う債務保証の範囲を拡大することについては、そのニーズ・実態面や員外利用等の制度面からの検証が必要であり、慎重な検討を行う必要がある。	多角的農業経営者や農業生産法人の資金調達ニーズを踏まえ、要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		要望者に対してニーズの照会を行ったところ、中小企業特定社債保証制度の活用を農業生産法人等が農協に対して求めた事例は認められず、また、その他の法人に拡大しても相談を受けた事例は1社のみであるとのことであった。 本規制緩和と要望については、これまでのところ具体的なニーズが認められなかったほか、農協が行う事業は原則として組合員のために行われるものであること、中小企業特定社債保証制度による債務保証が農協の経営に与える影響を踏まえた慎重な検討が必要であることから、現時点において措置することは考えておらず、今後の具体的なスケジュールを示すことも困難である。	全国農協中央会・農林中央金庫	1	A	債務保証に係る利用者範囲の拡大	組合員(会員)以外の者のために行う債務の保証の範囲を拡大する。	○農協法において、組合員以外の者に対する貸出が認められているにもかかわらず、債務保証については、業務代理業務に付随して行うもの、国・政府関係機関との取引上の担保として行うもの、外国為替取引に伴って行うもの、貯金等を担保とするもの等に限定されている。 ○ 組合員(会員)となっていない貸出先である中小企業においても、資金調達手段において近時は資金借入の「間接金融」から社債発行等による「直接金融」へとシフトが進んでいる。特に、中小企業社債保証制度における中小企業の私募債総額引受けにおいては、私募債の引受金融機関としてJA・信連が指定されているものの、JA・信連が共同保証人となることができないため社債権者になれないこととなっている。こうした先に対する社債権者への債務保証ができるような制度改革が望まれるところであり、これにより農業生産法人等への資金ニーズに応えることができる。	○農業協同組合法第10条第19項 ○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条第1項			
5073A	5073002			z14019	金融 庁、農 林水産 省、	農業協同組合法施行規程第28条、平成10年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第14号、系統金融機関向けの総合的な監督指針-4-8-1	組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		組合の子会社である信用保証会社に係る事業制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。 その際、組合の経営の健全性や、子会社を含めた組合全体のリスク管理の適切性を踏まえ、また、債務保証については、他の制度との関連について検証しながら慎重に検討することとする。	-	-	-	全国農協中央会・農林中央金庫	2	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む組合の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことができるようにする。	○ 組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 ○ 現在、金融機関は個人事業者や農業生産法人等の中小企業事業者の資金ニーズに応えるべく貸出商品の多様化に努めている。事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、担保・個人保証に依存しない事業性ローンが可能となり、地域の中小零細企業に対し柔軟性のある保証サービスが可能となる。	○金融監督庁・大蔵省・農水省告示第14号第1条 ○系統金融機関向けの総合的な監督指針-4-8-1				

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5086A	50860001			z14020	農林水 産省、	WTO 協定	現在、違法に伐採された木材を輸入禁止する国際的な合意や法的規制(WTO協定等)はない。	c	-	違法に伐採された木材の輸入を禁止する旨の国際的な合意や法的規制(WTO協定等)は存在せず、違法に伐採された木材を識別することが難しいことから、国際的な枠組みを設けるのは現状では困難である。 しかしながら、違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって、極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、取り組んできたところである。 具体的には、日本 - インドネシア間の二国間協力、東南アジア諸国等との地域間協力、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた多国間協力により、違法に伐採された木材を排除するための技術開発や情報交換などに取り組んでいるところである。 さらに、昨年7月のG8グレンイーグルズ・サミットの成果を踏まえ、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を本年4月に導入したところである。 今後とも、木材の生産国、消費国の双方と連携を図りつつ、違法伐採木材を排除すべく、引き続き、これら違法伐採対策を積極的に推進してまいりたい。		-	-	-	個人	1	A	違法伐採の輸入禁止の規制について	現在の国内産の材木のシェアは全体率の約20%位に比べ輸入材は約80%と大きな差が開いておりますが輸入材の多くは無許可伐採と聞いています、世界の国の多くは違法伐採の禁止を呼びかけています昭和36年に外国産の木材の輸入を開始してから現在に至っています、尚京都議定書にもとずき二酸化炭素の吸収量は発芽から10年～40年がピークですのでそれ以上の木は伐採が必要と思われる	この項はFの項に若干似ていますが国土の約70%弱が森林です。現在の山林は大変弱っています、と思うのは私だけでしょうか？後継者不足と国内産の需要の低さそして輸入材に追われ森の手入れも出来なく森林は荒れ放題です。せめて外国の木材一部である無許可の伐採材だけでも規制をすることが出来れば、林業に従事する人々、そして地域に山に元気が戻り若者が都会から田舎へと帰る、そして伐採、植林と40年～60年のサイクルで森が大きく変わる	前項でも述べた様に輸入材の無許可伐採された木材の輸入禁止を望みます。そうすれば国内産の材木の需要が大きく伸びる。森林の衰退に歯止めがかかる、そして昭和三十六年のが国産木材の輸入の見直しを提案する。	この項については、当てはまる法令は、解りません		